

扶桑町立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月  
扶桑町教育委員会

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

扶桑町教育大綱の基本方針（令和8年3月改定）では、「子どもたちの夢や希望を育み未来を切り拓く社会の創り手に育てる」ことを最上位目標としている。その重点目標として「ウェルビーイングの向上を目指した学校教育」の推進において、「子どもたちに全力で向かい合えるように、教師の健康と福祉の確保に努め、教育DXの推進など総合的な勤務環境整備を進める」ことを示した。サービス監督者として、令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、文部科学大臣が定める指針に即して、働き方改革を一層推進することは極めて重要であると考えている。

### (2) 本町の現状

平成29年度に「扶桑町教職員多忙化解消に向けての方針」を策定し、時間外在校等時間を80時間以内に目標を定め業務の適正化に努めてきた。令和2年度からは規則で、その時間に一箇月45時間、年間360時間の上限基準を設けて取り組んできた。現在の状況は以下のとおりである。

#### 【令和4～6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均 (R6)	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月28.8時間	27% > 25% > 17%	3% > 2% > 2%
中学校	月48.9時間	36% > 38% > 34%	29% > 19% > 16%

様々な取組により、時間外在校等時間は減少傾向に転じてきたものの、中学校では、まだ適正化が進んでいない。教育の質の向上のためには、さらなる教職員の時間的な余裕を確保する必要がある。このことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

## 2 目標

教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働き甲斐を実感できることを目指す。以下のような調査を活用し、その状況を数値的に把握していくこととする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

■ 1箇月時間外在校等時間45時間以下の割合の目標を、校種別に段階的に定め、最終的に、小中学校共に、45時間以下の割合を100% (R11) にする。

小学校：90% (R8) > 100% (R9) 中学校：70% (R8) >>> 100% (R11)
--

■月例報告の基準時間として0～30時間を追加し、目標時間を明確に示すことで、さらなる意識改革を促し、最終的に、小中学校共に、改善を目指す。

1年間における、1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内はR6年度等の数値】

■年次休暇については、平均取得日数が小学校16日、中学校12日であるので、中学校の実績を上げる。

1年間の年次有給休暇の平均取得数を16日以上にする。 【14.7日】

■ストレスチェックの項目については、ストレス起因・要因の項目の中で本町の課題である項目を選定し、目標値を定める。

「仕事の量的荷重とコントロールの組合せに起因する健康リスク値」を100  
(厚生労働省の基準値の平均点数)まで減少させる。

【106.5 (R5) ▶ 104.2 (R6) ▶ 102.0 (R7)】

仕事のストレス要因としての尺度である「仕事の量・仕事の質・身体的負担」の3尺度の評価(5段階評価)を、全校平均で3以上に上げる。

【2.1 2.1 2.0 (R5) ▶ 2.2 2.1 2.0 (R6) ▶ 2.3 2.2 2.1 (R7)】

## 3 計画の期間

令和8年4月～令和12年3月(1年ごとに更新し、令和11年度、達成を目途とする)

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画の期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

\* 愛知県が発行するリーフレットを活用し、あらゆる場面で保護者及び地域住民に広報し学校の働き方改革への理解を深める。

ア学校外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (「3分類」①関係)

・ スクールガード・PTA・地域住民等の地域の支援の活用を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、生徒児童が補導された時の対応

(「3分類」②関係)

- ・地区ごとの防犯活動や民生委員の見回り活動に委ね、学校における自主的な見回り活動は原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取り等については、保護者が第一義的な責任を負うことについて、警察との認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理 (「3分類」③関係)

- ・町独自の「給食費の無償化」に向けた施策により、学校徴収事務を軽減する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対処が困難な事案対応

(「3分類」⑤関係)

- ・扶桑町顧問弁護士の活用体制をさらに拡充し、学校教育課が初期段階で学校情報を的確に把握し、弁護士につなげ、早期解決を図ることができる支援体制を構築する。

**イ教師以外が積極的に参画すべき業務**

◇調査・統計等の作業業務 (「3分類」⑥関係)

- ・共同学校事務室と関係職員が連携して学校評価を実施することにより、事務職員の専門性を活かし学校評価の効率化を推進することで、業務量の軽減と質の向上を図る。

◇学校プールや体育館等の施設・整備の管理 (「3分類」⑨関係)

- ・施設管理業務も含めて「学校の水泳指導」の今後について、将来的な展望の検討に入る。
- ・学校施設開放事業（地域クラブ活動実施事業を含む）における施設管理は教育委員会が行う。

◇部活動の地域展開 (「3分類」⑬関係)

- ・令和8年度の夏の大会以降、休日の学校部活動は実施せず、中学校教職員の時間外在校等時間の大幅な減少を図る。
- ・「扶桑町総合型地域スポーツクラブわっと楽しくスポーツふそう」と連携し、中学生が「認定地域クラブ活動」、「その他の様々なスポーツ及び文化団体」に参加できるシステム構築を拡充する。
- ・地域クラブ活動実証事業を継続し、新たに平日の部活動実証事業にも国の補助を受け、地域展開実現に向けて取組を加速する。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ◇学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や採点支援システム（百問繚乱）を導入し、定期テストへの採点業務や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

### ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）

- ・スクールソーシャルワーカー・スクールメンタルサポーターを大規模校・困難校に配置し、専門的な知見の活用を推進し、校内の支援体制をさらに拡充する。
- ・扶桑町教育支援センター（あいあい）の機能として、スーパーバイザーを迎え関係者がチーム研修を重ねたり、父母の会を開催したりときめ細やかな保護者対応を充実させ、学校管理職及び学級担任の業務負担軽減を図る。
- ・教育支援ソフト（リタリコ）を導入し、支援の必要な児童生徒の特性を個別最適化し、全教職員が、同一步調で支援・教育相談できる体制を整え、特別支援教育コーディネーターや学級担任の業務軽減を図る。
- ・リタリコの機能を活用し、保護者とともに幼保小の切れ目のない教育相談活動を推進し、教育支援に対する情報共有・個別支援計画作成・管理の業務の効率化に取り組む。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等医療・福祉に関する専門的な人材の配置や保育所等訪問事業など専門機関との連携をさらに拡充する。

## （2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・教育課程における年間総授業数や週当たりの授業時数の見直しや日課の見直しを図り、勤務時間内に業務が終了できる環境を創り出す。
- ・「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」（文科省調査）に基づいた自己点検の得点率を60%以上に上げる。

【30.7%（R5）▶46.7%（R6）▶50.7%（R7）】

- ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の新規切り替え時には、録音機能の設置を目指す。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するために、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックを100%実施し、実施後の集団分析の結果等を活用して、職場改善を推進する。
- ・学校における定時退校を月2回以上設定するように推進し、夏季休業中には10日間の学校休校日を設定する。

### 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、扶桑町内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度本町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会・総合教育会議・各学校の学校運営協議会において報告することとする。
- ・各校の学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な展開を図り、地域と連携しボランティアの確保・充実に取り組む。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、校長会議、教頭会議など様々な機会をとらえ、各学校への本計画への周知を行うとともに管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・保護者、地域の理解を得るために、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。